

海洋技術振興事業補助金 実施要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人長崎県産業振興財団（以下、「財団」という。）は、長崎県における海洋関連産業の振興を図るため、県内中小企業等が大学や高専、公設試等と連携して実施する研究開発を対象に、財団の予算の範囲内でその経費の補助を行う「海洋技術振興補助金」（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）、及びその他の法令の定めに従うものとし、この実施要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この実施要綱において、「県内中小企業等」とは、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者のうち、本県内において製造業又は機械設計業、情報サービス業を1年以上営み、かつ県内に本社又は事業拠点を有する企業であって、次の各号を全て満たすものとする。

(1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと

(2) 法人税、県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと

2 「大学や高専・公設試等」とは、国立大学法人法第2条第1項の規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する大学、高等専門学校、大学共同利用機関、国立研究開発法人、独立行政法人及び地方独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの、地方公共団体の試験研究機関等、公益社団法人、並びに公益財団法人をいう。

(補助対象事業及び対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別に定める海洋技術振興事業に係る事業計画審査会において審査を行った結果をもとに公益財団法人長崎県産業振興財団理事長（以下、「理事長」という。）が決定した事業計画とし、対象とする技術分野は別表1のとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助事業を行うために直接必要な経費であって、別表2に掲げる経費のうち、理事長が必要かつ適当と認めるものとする。

3 補助率及び補助額は別表3のとおりとする。ただし、算出された補助額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

4 事業期間は、交付決定を行った年度を基準に、最長でその翌年度の2月末までとする。

5 対象となる中小企業等については、別表4の地域に本社又は事業拠点を有することとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書(様式第2号)
- (2) 県税に未納がないことを証明する納税証明書の写し
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する納税証明書の写し
- (4) 営業報告書又は事業報告書等
- (5) 直近2ヶ年の貸借対照表及び損益計算書等
- (6) 誓約書(様式第3号)
- (7) その他理事長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 理事長は、第4条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 理事長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。
- 3 理事長は、第4条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を附して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 理事長は、第5条の規定により補助金等の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を附することができる。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、第5条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又は第6条の規定により附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から 15 日を経過した日までとする。

(債権譲渡の禁止)

- 第 8 条 第 5 条第 1 項の規定により交付の決定を受けた申請者（以下、「補助事業者」という。）は、当該交付決定により生じた権利の全部又は一部を理事長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 理事長が第 13 条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が理事長に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、理事長は、次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が理事長に対し、債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知若しくは民法第 467 条又は債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
- (1) 理事長は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 理事長は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

(状況報告等)

- 第 9 条 理事長は、補助事業者に対し、補助事業等の遂行状況について報告を求めることができるものとする。
- 2 理事長が報告を求めたときは、補助事業者は補助事業遂行状況報告書（様式第 5 号）を理事長に提出しなければならない。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第10条 補助事業者は、第5条の規定により通知のあった交付決定の内容について変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第6号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更を除く。

2 前項ただし書きにおける軽微な変更とは、補助事業に要する経費の区分により算定した補助金額のうち配分額の20パーセント以内の金額の変更をしようとする場合で、補助金額の総額に変更を生じないものとする。

(補助事業の中止・廃止等)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業遅延等報告書(様式第8号)を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は第11条第1項の規定による補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、実績報告書(様式第9号)を理事長に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る事業期間が終了した場合も、同様とする。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、補助事業実績書(様式第10号)とする。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

4 実績報告を行う期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は当該年度3月10日のいずれか早い日とする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

(補助金の額の確定)

第13条 理事長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第11号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第12号)に係る書類を添えて理事長に提出しなければならない。なお、関係書類については、第12条の規定により提出のあった実績報告で足りる場合は省略できるものとする。

2 補助金の交付については、精算払とする。なお理事長が特に必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

(補助金の経理)

第15条 補助事業者は、この補助金に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第13号)により速やかに理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減額して申請又は報告した額を上回る部分の金額)の返還を命ずる。

(財産の管理)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳(様式第14号)を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 対象とする財産は、取得財産等のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上とする。

(財産の処分の制限)

第18条 補助事業者は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して他の用途に使用し、他の者に譲り渡し、若しくは貸し付け、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする(以下「取得財産等の処分」という。)ときは、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書(様式第15号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を財団に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して次の各号で定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間
 - (2) 大蔵省令に定めのない財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件(昭和53年通商産業省告示第360号)に定められている耐用年数に相当する期間
- 2 理事長は、前項ただし書きの場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を財団に納付させることができる。

(産業財産権等に関する報告)

第19条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権又は商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に申請若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なく産業財産権等取得等届出書（様式第16号）を理事長に提出しなければならない。

(収益納付)

第20条 理事長は、補助事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることができるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第21条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、当該情報のうち秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むうえこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講じるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第22条 理事長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付決定の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 理事長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(成果の発表)

第23条 理事長は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができる。

附 則

この要綱は、令和8年7月13日から施行する。

1 対象技術分野（第3条関係）

- a. 造船技術
- b. 海洋環境の保全技術
- c. 海洋資源の活用技術
- d. 海洋DX技術
- e. その他、海洋に関する技術

別表2 対象経費（第3条関係）

研究開発に必要な以下の経費 ① 人件費（研究開発に直接従事する者の研究開発に携わった業務時間に対応するもの） ② 旅費 ③ 機械装置備品費 ④ 消耗品費 ⑤ 外注費 ⑥ レンタル・リース料 ⑦ 分析・検査等に要する経費 間接経費（事業計画の実施に伴う管理等に必要な経費で、①から⑦の直接経費の合計の10%を上限とする。）
要件等 ⑤の外注費については、対象経費全体の1/2を超えないこと。

別表3 補助率及び補助限度額（第3条関係）

補助率	補助限度額
中小企業等 3分の2以内 ※なお、大学・高専・公設試等については 定額補助（10／10）とする。	1件あたり500万円 ※このうち大学・高専・公設試等については その合計額の上限を250万円とする。

※算出された補助額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別表4 対象地域（第3条関係）

長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、西海市、 雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町
